

＜資料2＞ 住基ネットと牛トレーサビリティの比較

	牛	日本国民
システム	家畜個体識別システム（牛トレーサビリティ）	住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）
根拠法	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛肉トレーサビリティ法）	住民基本台帳法
立法目的	BSE 対策、国内の牛の生産・移動管理	行政財政の効率化→電子政府等の基盤
公布	2003年6月11日	1999年7月16日
施行	2003年12月1日	2002年8月5日第1次稼働、03年8月25日本格稼働
法所管府省	農林水産省	総務省
管理対象	牛	日本国民
台帳	牛個体識別台帳	住民基本台帳
作成者	農林水産大臣	市区町村長
管理責任者	牛の所有者その他管理者（と畜業者、輸入業者など）→農林水産大臣（家畜改良センター）	市区町村長→都道府県知事→地方自治情報センター
記載情報	① 個体識別番号(10桁) ② 出生、輸入の年月日 ③ 雌雄の別 ④ 母牛の個体識別番号（輸入牛以外） ⑤ 輸入牛の輸入者の氏名（名称）、住所 ⑥ 管理者の氏名（名称）、住所、管理開始年月日 ⑦ 飼養施設の所在地、飼養開始年月日 ⑧ 死亡、と殺、輸出の年月日 ⑨ その他農林水産省令で定める事項	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 世帯主か否か、世帯主との続柄 ⑤ 戸籍の表示 ⑥ 住民となった年月日 ⑦ 新住所変更年月日（一市町村内） ⑧ 新住所の届出年月日、従前の住所 ⑨ 選挙人名簿の登録の旨 ⑩ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者の資格事項 ⑪ 国民年金の被保険者、児童手当の受給資格者の資格事項 ⑫ 米穀配給の受給資格者の資格事項 ⑬ 住民票コード（11桁） ⑭ その他政令で定める事項
付番者	農林水産大臣	市区町村長（←LASEC）
情報共有者	牛管理者、行政機関、消費者	国の行政機関、指定情報処理機関、地方自治体ほか
個体ト雷斯	耳標（ICタグ内蔵）	住民基本台帳カード（ICカード）